

令和2年度

労働保険 年度更新等個別相談会開催について(ご案内)

毎年、委託事業所様から労働保険年度更新書類の作成についてのご相談を多くいただいている状況から、より一層委託事業所様の年度更新手続きが円滑に進められるよう、労働保険年度更新等個別相談会を開催することに致しました。

当相談会では、労働保険年度更新書類の作成等について個別にご相談を承ります。

当相談会は事前予約制です。別紙「予約票」をFAXまたは郵送で4月3日(金)までにご提出下さい。相談日時は後日郵送にてご案内致します。

労働保険年度更新書類の作成・労務関係でお困りの方は、是非ご利用下さい。

実施時期	必要書類等	申込方法
4月16日(木) 17日(金) 20日(月) の3日間 10時～16時 (事前予約制)	① 令和元年度分の賃金台帳(平成31年4月～令和2年3月分) ② 令和元年度中に終了した元請工事金額・日時・場所等工事内容のわかる資料(建設業のみ) ③ 印鑑(代表者印・事業所印・担当者認印) ④ 当所から送付した年度更新書類一式	同封の予約票による申込 ※FAX・郵送にて受付 ※4月3日(金) 〆切

※予約制で時間が限られているため、年度更新書類や必要書類等は、極力事前にとりまとめていただいた上でご参加いただきますようお願い致します。

※相談会には公共交通機関をご利用の上ご来所下さい (駐車場のご用意はございません)

年度更新書類作成にあたっての確認事項

◆労働保険料等算定基礎賃金等の報告について

- ・賃金には、基本賃金のほか、通勤手当・超過勤務手当・扶養手当・住宅手当等各種手当や賞与を含みます。
- ・雇用保険料免除高年齢労働者は、昭和30年4月1日までに生まれた人になります。

◆一括有期事業報告書について (建設業)

- ・平成31年4月1日～令和2年3月31日までに終了した元請工事について報告して下さい。

◆労災保険特別加入者の給付基礎日額の変更を希望する場合は、「希望する給付基礎日額」に記載されている既存の金額を二重線で消し、新たに希望する給付基礎日額を記入して下さい (年度更新時のみ変更が可能です)。

※年度更新終了前に労災事故が発生した場合は、特別加入の給付基礎日額の変更はできませんのでご了承下さい。

【申込先・問い合わせ等】

〒271-0092 松戸市松戸1879-1

松戸商工会議所 労働保険事務組合 担当：野瀬・浅野

TEL 047-364-3111 FAX 047-365-0150

松戸商工会議所 労働保険事務組合

労働保険 年度更新等個別相談会予約について

労働保険年度更新等個別相談会は事前予約制となります。

下記の予約表にて必ずお申込下さい。

予約方法

①予約日について**第2希望**まで伺います。

②後日、商工会議所より 決定した日時を郵送 でご案内します。

(4/3 (金) 受付終了後発送予定)

キ リ ト リ

松戸商工会議所 行

TEL 364-3111
FAX 365-0150

労働保険年度更新等個別相談会
予約票

締 切
4月3日(金)

開催日

令和2年 4月16日(木)、4月17日(金)
4月20日(月)

① 年度更新は	() 初めて () 過去に年度更新経験有り () 新規委託希望		
② 希 望 日 時 ※予約状況によりご希望に添えない場合もございます			
第1希望	月 日 ()	時間指定なし	出来れば AM・PM
第2希望	月 日 ()	時間指定なし	出来れば AM・PM
③ 年 度 更 新 相 談 内 容 等			
労働保険	() 労災保険 () 雇用保険	() 一般の事業 () 建設業	

※①・③について、該当するものに○印をつけて下さい。

令和 年 月 日

事業所名 代表者名

住 所

電 話 FAX

相談会参加者名